

（再掲）シャトルバス/マイカー規制に係る
2021 年度の事業方針（案）について
カムイワッカ部会（第 14 回）資料 7

＜基本的な考え方＞

（１）前提条件

- 当部会においては、これまで3年を区切りとしてマイカー規制期間を設定し、利用のあり方を検討してきた。設定にあたっては、主にカムイワッカ地区の混雑や駐車容量等のデータに基づき、部会の合意を得て決定してきた。
- しかしながら、現時点ではコロナ禍の収束は見通せず、来年度の入込み予測は困難な状況。さらに、オリンピック開催に伴う影響や祝休日も変則的になるなど不透明な要素も多い。秋には道道の工事も予定されており、過去のデータに基づく予測を根拠とし、従来のマイカー規制を踏襲することは適当ではない。
- 一方、今年度新たに取り組んだ新方式でのシャトルバス運行は、従来の渋滞・混雑対策に加え、長年懸案事項となっていたヒグマとの軋轢対策やエコツーリズムの推進などプラスの効果も確認された。カムイワッカ地区では一の滝以奥の利用再開に向けた動きもあり、シャトルバス運行がこうした機会拡大のツールとなり得る。
- ただし、車両規制を伴うシャトルバス運行は、知床観光全般に影響する重要事項であり、地域合意を前提とした丁寧な協議を継続する必要がある、実施にあたっては慎重かつ計画的な取り扱いが求められる。

（２）基本方針

- ① ホロベツ地区からの車両規制を伴うシャトルバス運行（新方式）を今後3年（2021年～2023年）程度継続し、最適な運用方法について検討を図る。この期間、混雑対策としての従来方式のマイカー規制は継続するが、適宜実施方法の見直しを図る。
- ② 国立公園における車両規制のあり方、魅力的なシャトルバス運行の方法、カムイワッカ地区の利用のあり方、適切な管理運営体制などについて、3年後の到達目標を明らかにする。これを踏まえつつ、2021年度から2023年度の具体的な車両規制の日数や実施方法は、単年度で見直しを行いながらカムイワッカ部会で検討する。2021年度については、次回（第15回）の部会で決定する。
- ③ 部会で取り組む事業は、環境保全を推進しつつ、知床観光の魅力創出に資するものとする。
- ④ 事業の実施主体は引き続きマイカー規制協議会が担う。シャトルバスの運行は協議会による委託方式での継続を検討する。車両規制は道路交通法に基づき実施する。
- ⑤ 事業は自律的な経営を目標とする。財源は公的負担と民間負担、利用者負担の3本柱を想定し、適切なバランスを検討する。コロナ禍による影響を鑑み、民間および利用者負担の割合は当面低く抑える。これを補うため2021年度も引き続き外部資金（助成金、補助金）の獲得努力を行う。
- ⑥ 広報は計画的、効果的に実施し、部会構成員がそれぞれの立場で協力する。
- ⑦ 議論の過程と決定事項は適宜エコツーリズム検討会議に報告する。